

愛川町立愛川東中学校　いじめ防止基本方針

1．いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの定義

いじめとは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めているとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含みます）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいともいわれています。その背景には、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、次の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為ある。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。

(3) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、共有します。そして、すべての生徒がいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こり得ることから、家庭や地域住民、関係機関と連携して取り組みます。
- すべての子どもが安心して学習・その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- いじめを生まない土壤をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めています。

2. 学校の具体的な取組

(1) 取組年間計画 (PDCAサイクルを意識して)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内 容	生徒指導研修会 体育大会	授業参観 生徒総会 および学級懇談会 三者面談			教育相談週間	保護者参観 授業者参観 ・学級懇談会	道徳授業 ・人権・同和をテーマとした	三者面談	教育相談週間	授業参観 ・保護者会		性教育講演会
	<input type="radio"/> 生活アンケート（月1回） <input type="radio"/> チャンス相談 <input type="radio"/> 健康観察	<input type="radio"/> 生徒指導支援グループ会議（年9回） <input type="radio"/> 東中だよりの発行	<input type="radio"/> 生徒指導連絡会（週1回） <input type="radio"/> 生徒支援連絡会（週1回） <input type="radio"/> SCとの面談									

(未然防止=青文字 早期発見=赤文字 その他(取組点検・評価などの機会=黒)

(2) いじめ防止等の対策のための組織

①生徒指導委員会：年10回（いじめ防止対策推進法22条）

構成員	校長・教頭・総括教諭・教務・学年主任・生徒指導担当・教育相談コーディネーター
内 容	学校いじめ防止対策基本方針、年間計画の検証・取組点検。

②生徒指導研修会：年2回

構成員	全職員
内 容	いじめ対応についての共通理解、いじめ対策にかかる研修。

③「生徒指導・支援教育連絡会」：週1回

構成員	校長・(教頭)・生徒指導担当・各学年生徒指導担当・教育相談コーディネーター (養護教諭)・(ステップ担当)・(個別支援級担当)・(国際教室担当)
内 容	問題行動についての情報交換、学習支援についての情報交換。

④「校内いじめ問題調査委員会」：重大事態に対応（重大事態発生時）（いじめ防止対策推進法28条）

構成員	事案内容によって校長が任命する。
内 容	いじめの特定事案の背景を探り、その指導や被害生徒支援等の具体的方法の検討。 愛川町教育委員会への報告。

(3) いじめの未然防止

①組織的、計画的な取り組み

学校教育目標、生徒指導の目標の達成に向けた学年学級経営により、学校全体の共通理解を進めることで、組織的、計画的にいじめを防止する。

②信頼しあえる人間関係づくり

生徒相互、生徒と教員、教員相互、さらには教員と保護者が互いに個性を尊重し、互いの身になって考え、相手の良さを見つけようとして、信頼しあえる人間関係を構築する。

③教育活動のすべてを機会とした対応

授業、休み時間、放課後、部活動、行事や諸活動など学校の教育活動すべてを生徒理解、人間関係づくり、悩みへの支援、問題行動やいじめの未然防止や対応等の機会とする。

④生徒の組織を生かした取り組み

生徒会、委員会活動、係活動等が主体となつたいじめ問題に関する取り組みや活動を積極的に支援する。

⑤外部機関及び地域との連携

生徒を取り巻く社会的環境は年々複雑になっている。生徒個々に応じた指導、支援を展開する上にも、保護者だけでなく関係諸機関のほか、必要に応じて医療機関とも連携を進める。また、近隣の小中高等学校や自治会、育成会等の地域団体とも情報収集・交換等、協力を進めていく。

⑥インターネット上のいじめを防止、対応

生徒および保護者の情報モラル向上を啓発する。積極的な情報収集と実態把握を行い、生徒・保護者に向けて継続的な情報発信や、学級懇談会やタイムリーな資料の提供、生徒が主体となった情報モラル向上の活動を行う。

(4) いじめの早期発見・早期対応のあり方

①いじめの早期発見のため、生徒に対する定期的な調査を実施する。

生活アンケート（毎月1回）、教育相談（定期相談・チャンス相談）を実施し、生徒が抱いた不安・悩みを相談できる機会を設ける。

②生徒、保護者がいじめに関する相談をすることができるよう相談体制を整備する。

- 生徒が気軽に相談できるような学級経営、人間関係づくりに努める。
- スクールカウンセラーや関係相談機関と積極的に連携し、対応する。

③生徒観察、教育相談活動における職員間での情報交換・共有に努める。

週1回の生徒指導部会・生徒支援部会にて、いじめに関する情報を共有し対策を検討する。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの事実が認知された場合は、早期にいじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けている生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。
- ② いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められた場合は、保護者との連携を図りながら、いじめた生徒に対して、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ③ 犯罪行為として扱われるべきいじめについては、愛川町教育委員会および厚木警察署と連携して対処する。

3. 重大事態への対処

「重大事案」が発生した場合は、生徒指導委員会内に「校内いじめ問題調査委員会」を設け、「重大事案」に係わる事実関係を明確にするための調査を実施する。その後、愛川町教育委員会、内容に応じて厚木警察署へ報告し、その後連携をとり対処する。

「校内いじめ問題調査委員会」

構成員	校長・教頭・生徒指導担当・学年主任・総括教諭・教育相談コーディネーター 学年生担・養護教諭・(S C・S S W)
-----	--